

特別支援学校教諭免許状への領域追加について

既に特別支援学校教諭免許状を所有している方が、免許状に定められている領域以外の教育領域について免許状に追加するためには、次の所要資格1及び2の要件を満たす必要があります。

【所要資格1】 良好な成績で勤務した旨の証明を必要とする在職年数

所有している 免許状の種類	追加しようとする教育領域	最低在職年数
特別支援学校教諭 二種免許状	視覚障害者に関する教育	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校 又は 特別支援学校の教員として 1年以上
	聴覚障害者に関する教育	
	知的障害者に関する教育	
	肢体不自由者に関する教育	
	病弱者に関する教育	
特別支援学校教諭 一種免許状	視覚障害者に関する教育	特別支援学校の教員としてとして 1年以上 ※既に免許状に定められている教育領域 又は 追加しようとする教育領域 を担任する教員として勤務した期間
	聴覚障害者に関する教育	
	知的障害者に関する教育	
	肢体不自由者に関する教育	
	病弱者に関する教育	

【所要資格2】 大学等で修得する必要がある特別支援教育に関する科目の単位数

所有している 免許状の種類	追加しようとする教育領域	最低単位数	備考
二種免許状	視覚障害者に関する教育	2単位	追加しようとする教育領域毎に 「心理等」(※)1単位以上 「教育課程等」(*)1単位以上 を含む。
	聴覚障害者に関する教育	2単位	
	知的障害者に関する教育	1単位	追加しようとする教育領域毎に 「心理及び教育課程等」(★)1単位以上 を含む。
	肢体不自由者に関する教育	1単位	
	病弱者に関する教育	1単位	
一種免許状	視覚障害者に関する教育	4単位	追加しようとする教育領域毎に 「心理等」(※)1単位以上 「教育課程等」(*)1単位以上 を含む。
	聴覚障害者に関する教育	4単位	
	知的障害者に関する教育	2単位	追加しようとする教育領域毎に 「心理等」(※)1単位以上 「教育課程等」(*)1単位以上 又は 「教育課程等」(*)1単位以上 「心理及び教育課程等」(★)1単位以上 を含む。
	肢体不自由者に関する教育	2単位	
	病弱者に関する教育	2単位	

※「心理等」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の略です。

*「教育課程等」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の略です。

★「心理及び教育課程等」は、「心理等」及び「教育課程等」の両方の内容を含む科目の略です。

・ 一種免許状に追加しようとする領域と同じ教育領域を定めた二種免許状を所有している場合は、上記最低単位数の半数を修得したとみなされます。

〔例〕 特支一種免に視覚領域を追加する場合で、特支二種免(視覚)を所有している場合には、新に修得する単位は2単位でよい。